平成２４年（フ）第６５号
東京都町田市南成瀬７丁目６番地13プルミエール南成瀬
債務者　薛　　安幸（旧姓花城・中村）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９１号
神奈川県大和市上和田1100番地
債務者　渡邉　邦江
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９２号
東京都八王子市大和田町４丁目27番14号和田コーポ103号
債務者　山下　愛子（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目13番３号　高丘ハイツ302号
債務者　小林　昭治
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
静岡県浜松市東区小池町1573番地の５　ステーションハイツⅡ301号
債務者　鈴木　利彦
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第８７７号
埼玉県比企郡川島町大字戸守544番地５
破産者　谷島建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７６号
東京都東村山市恩多町５丁目38番地４
破産者　有限会社トップラン精工
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８８号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番７―103号
破産者　株式会社ツールボックス
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３９４号
福岡市中央区春吉１丁目13番20―1201号
破産者　株式会社ボウスト
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３２号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1776番地１
富士オート寮101
破産者　金子　　孝
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３６号
名古屋市中区栄５丁目21番27号
破産者　有限会社Ｎｅｏ　Ｎｅｔ
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８１号
名古屋市北区清水２丁目24番１号　ヤマキビル306号
破産者　伊藤　　淳
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０８号
名古屋市昭和区紅梅町３丁目３番地
破産者　名立エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５１号
福岡市博多区博多駅東１丁目１番33号
破産者　株式会社インフォ・ラボ九州
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９２号
福岡市博多区博多駅前２丁目９番28号
破産者　株式会社ウェブテックジャパン
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８５号
福岡市西区福重５丁目15番33号
破産者　有限会社ＷＩＮＤ
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８９号
茨城県鉾田市上太田353番地の１
破産者　株式会社ポート・トランシット
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８６号
茨城県水戸市梅香１丁目２番59号
破産者　株式会社川野邊
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４８７号
栃木県日光市東和町３―14、住民票上の住所
栃木県日光市御幸町604番地６
破産者　柴田きよみ
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係